

川崎市児童相談所長委任規則及び川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第105号

川崎市児童相談所長委任規則及び川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(川崎市児童相談所長委任規則の一部改正)

第1条 川崎市児童相談所長委任規則（昭和47年川崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則第34号中「第33条」を「第32条」に改める。

(川崎市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第33条」を「第32条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。